

大分類H—運輸・通信業

総 説

この大分類には、鉄道、自動車、船舶、航空機及びその他の運送用具による旅客、貨物の運送業並びに運輸に附帯するサービス業、倉庫業、通信業及び通信に附帯するサービス業を営む事業所が分類される。

これらの事業は、民営のほか公営のものも多く公共的性格を持つもので、その請求する料金、代価と、その提供するサービスについて広範な法的規制を受けている。

鉄 道 業

鉄道による旅客及び貨物の運送業で、その運送活動とは、鉄道車両の運転、運転のための車両、線路、信号通信など運送施設の維持補修、旅客及び貨物の取扱いを一括したものをいう。

事 業 所

鉄道業の分類単位は単一の事業所である。場所が離れていれば原則として別の事業所とする。同一構内であっても別個の機関があればその機関ごとに分類の単位とする。

すなわち、駅、車掌区、機関区、客貨車区、保線区、建築区、電力区、信号通信区、電務区などの現業機関及び本社、支社などの管理機関のそれぞれが一事業所となる。

駅、区などの名称を持っていても駅長、区長など管理責任者の置かれていないものはその管理責任者のいる事業所に含めて一事業所とする。

鉄道業と他産業との関係

- (1) 鉄道業の自家用の修理工場、倉庫、用品庫などは鉄道業に分類されるが、製造工場、発電所、研究所、養成機関、病院、保養所などは、それぞれの活動にしたがって鉄道業以外の産業に分類される。
- (2) 鉄道業が営む百貨店、遊園地又は不動産業などの事業所は、それぞれの活動にしたがって鉄道業以外の産業に分類される。
- (3) 鉄道車両の修理、改造を行う事業所であって鉄道業の自家用のものは、鉄道業に分類される。

(4) 工場，鉱山，森林などの自家専用の鉄道，索道の事業所は，鉄道業以外の産業に分類される。

H

中分類39—鉄 道 業

総 説

この中分類には、鉄道、軌道、索道により旅客、貨物の運送を行う事業所が分類される。

鉄道業が経営する鉄道事業以外の事業を行う事業所はその行う事業によりそれぞれの産業に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

391 鉄 道 業

3911 普通鉄道業

線路を使用して旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。ただし、軌道業、地下鉄道業、モノレール鉄道業、案内軌条式鉄道業、鋼索鉄道業、索道業、無軌条電車業を除く。

○鉄道事業者の本社；支社；支店；営業本部；営業支店；営業所；運行本部；運転指令所；駅；修理工場；建築区；保線区；車掌区；電力区；信号通信区；電務区；電車区；機関区；客貨車区；CTCセンター

×鉄道事業者の工事事務所・工事区（直営工事を行う事業所）[091・092]；工事事務所・工事区（工事の設計・監督を行う事業所）[8451]；電気工事事務所[111]；乗車券管理センター [1931]；給電区・発電所 [351]；自動車営業所[401・411]；船舶事務所 [422]；病院 [8811]；保健管理所 [8899]；高等看護学園 [9191]；研修センター [9191]；鉄道総合技術研究所 [9212]

3912 軌 道 業

道路面に敷設された線路を使用して、主として旅客の運送を行う事業所をいう。

○軌道業

3913 地 下 鉄 道 業

主として地下（山岳トンネルを除く）に敷設された線路を使

用して、旅客の運送を行う事業所をいう。

○地下鉄道業

3914 モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）

軌条上をこ（跨）座式又は懸垂式で車両を走行させ、主として旅客の運送を行う事業所をいう。

○モノレール鉄道業

3915 案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）

案内軌条により誘導された車両を走行させ、主として旅客の運送を行う事業所をいう。

○案内軌条式鉄道業

3916 鋼索鉄道業

軌条と索条（ワイヤロープ）を併用して高度差のある地点間で車両を走行させ、主として旅客の運送を行う事業所をいう。

○ケーブルカー業

3917 索 道 業

架空の索条（ワイヤロープ）に運搬用具（搬器）をつるして旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。

○ロープウェイ業；リフト業

3919 その他の鉄道業

主として他に分類されない鉄道業を営む事業所をいう。

○無軌条電車業（トロリーバス業）

H

中分類40—道路旅客運送業

総 説

この中分類には、自動車及び人力車、馬車その他の軽車両によって旅客運送を行う事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

- 401 一般乗合旅客自動車運送業
- 4011 一般乗合旅客自動車運送業
路線を定めて定期的に運行する自動車により有償で乗合旅客の運送を行う事業所をいう。
○乗合バス業
- 402 一般乗用旅客自動車運送業
- 4021 一般乗用旅客自動車運送業
乗車定員10人以下の自動車を貸切って有償で旅客の運送を行う事業所をいう。
○ハイヤー業；タクシー業
- 403 一般貸切旅客自動車運送業
- 4031 一般貸切旅客自動車運送業
乗車定員11人以上の自動車を貸切って有償で旅客の運送を行う事業所をいう。
○貸切バス業
×貸自動車業 [7941]
- 404 特定旅客自動車運送業
- 4041 特定旅客自動車運送業
特定の者との契約に基づき、自動車により有償で特定の旅客

の運送を行う事業所をいう。

○特定旅客自動車運送業

409

その他の道路旅客運送業

4091 無償旅客自動車運送業

自動車を使用して無償で旅客を運送する事業所をいう。

○無償旅客自動車運送業

4092 旅客軽車両運送業

人力車、自転車、牛馬車、そりなどの軽車両によって旅客運送を行う事業所をいう。

○人力車業；輪タク業；乗合馬車業；そり運送業；かご運送業

H

中分類41—道路貨物運送業

総 説

この中分類には、自動車、原動機付き自転車及び自転車その他の軽車両によって貨物の運送を行う事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

411 一般貨物自動車運送業

4111 一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）

他人の需要に応じて有償で自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）により、貨物の運送を行う事業所をいう。

○一般貨物自動車運送業

4112 特別積合せ貨物運送業

一般貨物自動車運送業のうち、営業所その他の事業場において集貨された貨物の仕分を行い、集貨された貨物を積合せて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配送に必要な仕分を行う事業所であって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。

○特別積合せ貨物運送業

412 特定貨物自動車運送業

4121 特定貨物自動車運送業

特定の荷主との契約に基づき、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）により有償で貨物の運送を行う事業所をいう。

○特定貨物自動車運送業

413 貨物軽自動車運送業

4131 貨物軽自動車運送業

自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る）を使用して、有償で貨物の運送を行う事業所をいう。

○貨物軽自動車運送業

414 集配利用運送業

4141 集配利用運送業

他人の需要に応じ有償で、鉄道運送事業者又は航空運送事業者の行う運送を利用してする貨物の運送に、自動車による集貨及び配達を併せ一貫して行う事業所をいう。

○集配利用運送業（第二種利用運送業）

×貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）[453]

419 その他の道路貨物運送業

4191 無償貨物自動車運送業

自動車により無償で貨物の運送を行う事業所をいう。

○無償貨物自動車運送業

4199 他に分類されない道路貨物運送業

自転車、荷車、リヤカー、牛馬車、そりなどの軽車両及び原動機付き自転車によって貨物の運送を行う事業所をいう。

○自転車貨物運送業；リヤカー貨物運送業

中分類42—水 運 業

総 説

この中分類には、海洋、沿海、港湾、河川、湖沼において船舶により旅客、貨物の運送を行う事業所が分類される。

ただし、港湾においてはしげによって貨物の運送を行う事業所は中分類45—運輸に附帯するサービス業 [4521] に分類される。

船舶は、その運航を管理する事業所に含めて一事業所とする。

ただし、陸上に事業所を持たない船舶運送業は、船舶をもって事業所とする。

小分類 細分類
番 号 番 号

421 外 航 海 運 業

4211 外航旅客海運業

日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間で船舶により主として旅客の運送を行う事業所をいう。

旅客船により自動車と当該自動車の運転者、乗務員、乗客又は積載貨物との運送を併せて行う事業所も本分類に含まれる。

○外航旅客定期航路業；外航旅客不定期航路業

4212 外航貨物海運業

日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間で船舶により主として貨物の運送を行う事業所をいう。

○外航貨物定期航路業；外国貨物不定期航路業

422 沿 海 海 運 業

4221 沿海旅客海運業

日本沿岸及び日本沿岸諸港間（ただし、港湾内は除く）を旅客船等により主として旅客の運送を行う事業所をいう。

旅客船により自動車と当該自動車の運転者、乗務員、乗客又は積載貨物との運送を併せて行う事業所も本分類に含まれる。

○国内旅客定期航路業；国内旅客不定期航路業（旅客定員12人以下の船舶によるものも含む）；自動車航送業（旅客定員13人以上の旅客船によるもの）

4222 沿海貨物海運業

日本沿岸諸港間を船舶により主として貨物の運送を行う事業所をいう。

○内航貨物定期航路業；内航貨物不定期航路業；自動車航送業（旅客定員13人以上の船舶によるものを除く）

423 内 陸 水 運 業

4231 港湾旅客海運業

主として港湾内において船舶により旅客の運送を行う事業所をいう。

○通船業；港湾内遊覧船業

4232 河 川 水 運 業

主として河川において、船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。

○河川水運業；河川渡船業；河川遊覧船業

4233 湖 沼 水 運 業

主として湖沼において、船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。

○湖沼水運業；湖沼渡船業；湖沼遊覧船業

424 船 舶 貸 渡 業

4241 船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）

主として運航業者に船舶（内航船舶を除く）の貸渡し又は運航の委託を行う事業所をいう。

○船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）

4242 内航船舶貸渡業

主として運航業者に内航船舶の貸渡し又は運航の委託を行う
事業所をいう。

○内航船舶貸渡業

中分類43-航空運輸業

総 説

この中分類には、航空機により旅客又は貨物を運送する事業所及び航空機を使用して航空運送以外の行為の請負を行う事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

431 航空運送業

4311 定期航空運送業

一地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により、旅客又は貨物を運送する事業所をいう。

○定期航空運送業

4312 不定期航空運送業

路線及び日時を定めないで又は路線若しくは日時のいずれかを定めないで、航行する航空機により、旅客又は貨物を運送する事業所をいう。

○不定期航空運送業（観光飛行、エアタクシーを含む）

432 航空機使用業（航空運送業を除く）

4321 航空機使用業（航空運送業を除く）

航空機を使用して主として薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などの航空運送以外の行為の請負を行う事業所をいう。

○航空機使用業

中分類44—倉庫業

総説

この中分類には、普通倉庫業、冷蔵倉庫業及び水面木材倉庫業を営む事業所が分類される。自家用の倉庫は主事業所の産業に分類される。

手荷物、自動車、自転車、牛馬その他これに準ずる物品の一時預所、保護預りのための施設及び運送、運送取扱い又は運送代弁のための施設として使用するものは本分類には含まれない。

小分類 細分類
番号 番号

441 普通倉庫業

4411 普通倉庫業

倉庫（冷蔵倉庫及び水面木材倉庫を除く）に物品を保管することを業とする事業所をいう。

○普通倉庫業（野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、トランクルームを含む）

442 冷蔵倉庫業

4421 冷蔵倉庫業

低温装置を施した倉庫に物品を保管することを業とする事業所をいう。

○冷蔵倉庫業

443 水面木材倉庫業

4431 水面木材倉庫業

主として水面において木材を保管することを業とする事業所をいう。

○水面木材倉庫業

中分類45—運輸に附帯するサービス業

H

総 説

この中分類には、鉄道、自動車、船舶及び航空機による運送に附帯するサービス業務を行う事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

451 旅 行 業

4511 一 般 旅 行 業

海外及び国内旅行に伴う運送又は宿泊等のサービスの提供について、提供者又は旅行者のいずれか一方を代理して契約を締結する等の行為を行う事業所をいう。

○一般旅行業

×定期観光バス業 [4011]；観光協会 [4599]；観光案内業 [7499]；通訳案内業 [8499]

4512 国 内 旅 行 業

国内旅行に伴う運送又は宿泊等のサービスの提供について、提供者又は旅行者のいずれか一方を代理して契約を締結する等の行為を行う事業所をいう。

○国内旅行業

×定期観光バス業 [4011]；観光協会 [4599]；観光案内業 [7499]；通訳案内業 [8499]

4513 旅 行 業 代 理 店 業

一般旅行業又は国内旅行業を営む者を代理して契約を締結する行為を行う事業所をいう。

○旅行業代理店業

×定期観光バス業 [4011]；運送代理店 [4541]；観光協会 [4599]；観光案内業 [7499]；通訳案内業 [8499]

452 港湾運送業

4521 港湾運送業

港湾において船内荷役，はしけ運送，沿岸荷役及びいかだ運送の作業の全部又は一部を行う事業所をいう。

○一般港湾運送業；港湾荷役業；はしけ運送業；いかだ運送業

453 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）

4531 利用運送業（集配利用運送業を除く）

他人の需要に応じ有償で，鉄道運送事業者，貨物自動車運送事業者，船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う運送を利用してする貨物の運送を行う事業所をいう。

○利用運送業（第一種利用運送業）

×集配利用運送業（第二種利用運送業）[414]；港湾運送業 [452]

4532 運送取次業

他人の需要に応じ有償で，鉄道，自動車，船舶又は航空機による貨物の運送の取次若しくは委託又は運送貨物の受取を行う事業所をいう。

○運送取次業

×港湾運送業 [452]；貨物運送仲立業 [4551]

454 運送代理店

4541 運送代理店

主として運送機関の業務を代行して運送契約の締結などの代理を行う事業所をいう。

○海運代理店；航空運送代理店

455 運輸あっせん業

4551 貨物運送仲立業

主として荷主と貨物運送業者との間にあって貨物運送のあっせんを行う事業所をいう。

○海運貨物仲立業

4552 船舶仲立業

主として船主と船舶運航業者との間にあって船舶の貸渡し、
売買又は運航の委託のあっせんを行う事業所をいう。

○船舶仲立業

456 こん包業

4561 こん包業（組立こん包業を除く）

主として運送のために物品の荷造り若しくはこん包を引受け
る事業所をいう。

○荷造業；貨物こん包業

4562 組立こん包業

主として海上輸送のために、設備された機械により各種包装
材料を加工し、こん包容器を組立てて工業製品の外装を行う事
業所をいう。

○組立こん包業；工業製品組立こん包業；輸出こん包業

457 運輸施設提供業

4571 鉄道施設提供業

鉄道施設を使用して営業を行う者に主として貸し付けること
を目的として、鉄道施設を提供する事業所をいう。

ただし、主として設計・監督を行う事業所は大分類L—サー
ビス業 [8451] に分類される。

○鉄道施設提供業（第三種鉄道事業者）

4572 道路運送固定施設業

道路運送車両などの用に供するため料金をとって道路、橋りよ
う及びトンネルを提供することを主たる業務とする事業所をい

H

う。

○自動車道業；有料道路・有料橋経営業

×自動車一時駐車場業〔7311〕

4573 自動車ターミナル業

乗合バス及び特別積合せトラックの用に供するため料金をとって一般自動車ターミナルを提供することを主たる業務とする事業所をいう。

○バスターミナル業；トラックターミナル業

4574 貨物荷扱固定施設業

貨物の荷扱いのため荷扱場，荷役栈橋設備などを提供することを主たる業務とする事業所をいう。

○荷さばき施設提供業

4575 栈橋泊きよ業

けい船岸壁，上屋その他のふ頭施設を提供することを主たる業務とする事業所をいう。

○ふ頭業

4576 飛行場業

主として飛行場を民間航空機に使用させる事業所をいう。

○国際空港；地方空港；ヘリポート

459 その他の運輸に附帯するサービス業

4599 その他の運輸に附帯するサービス業

他に分類されない運輸に附帯するサービスを行う事業所をいう。

○検数業；検量業；船積貨物鑑定業；水先業；サルベージ業；海難救助業；航路標識事務所（灯台）；航空無線標識所（航空灯台）；通運計算業；綱取業；

中分類45—運輸に附帯するサービス業

曳船業；港湾運送関連業（他に分類されないもの）；観光協会；道路パトロール業；鉄道線路補修業；水路測量業；海上交通センター；通関業
×船舶解体請負業 [8699]；船舶給水業 [3811]

H

中分類46—郵便業

総説

この中分類には、郵便業及び郵便受託業を行う事業所が分類される。

郵便局において取り扱われる郵便為替、郵便貯金、郵便振替、簡易生命保険の各事業は郵便業に含まれる。

小分類 細分類
番号 番号

461 郵便業

4611 郵便業

主として信書、その他郵便物として差し出された物の引受、取集・運送及び配達を行う事業所をいう。

郵政本省及び地方郵政局は大分類M—公務（他に分類されないもの）[9731]に分類される。

○郵便局

×郵政本省 [9731]；地方郵政監察局 [9731]；地方郵政局 [9731]；地方電気通信監理局 [9731]；貯金事務センター [6511]；簡易保険事務センター [6914]；郵政研究所附属資料館 [9183]；通信病院 [8811]；通信診療所 [8822]；通信保養所 [7591]；郵政大学校 [9191]；郵政研修所 [9191]；電気通信研修所 [9191]；郵政研究所 [9221]；通信総合研究所 [9211]

462 郵便受託業

4621 簡易郵便局

委託を受けて、主として信書、その他郵便物として差し出された物の引受を行う事業所をいう。

○簡易郵便局

4629 その他の郵便受託業

他に分類されない郵便受託を行う事業所をいう。

○郵便切手類販売所；印紙売りさばき所

中分類47－電気通信業

総 説

この中分類には、主として有線、無線、その他の電磁的方式により意思、事実等の情報を送り、伝え又は受けるための手段の設置、運用を行う事業所が分類される。

なお、上記手段の設置のための工事を施工する事業所は大分類E－建設業[11]に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

471 国内電気通信業（有線放送電話業を除く）

4711 国内電話業（移動通信業を除く）

主として音声を対象とする通信を行うための手段の設置、運用を行う事業所をいう。

○日本電信電話株式会社本社・支社・支店・営業所・ネットワークセンタ；
日本電信電話株式会社以外の国内電話役務を提供する事業者の本社・支社・
営業所・ネットワークセンター；内線電話業

4712 国内専用線業

主として特定者間の通信を行うための手段の設置、運用を行う事業所をいう。

○国内専用線業の本社・支店・ネットワークセンター；専用線再販業

4713 移動通信業

主として移動体端末による通信を行うための手段の設置、運用を行う事業所をいう。

○携帯・自動車電話業の本社・支店・ネットワークセンター；簡易陸上移動
無線電話業；無線呼出し業；船舶電話業

4719 その他の国内電気通信業
主として通信を行うための手段の設置，運用を行う事業所のうち，他に分類されない事業所をいう。

472 国際電気通信業

4721 国際電気通信業

主として本邦外との通信を行うための手段の設置，運用を行う事業所をいう。

○国際電信電話株式会社本社・支社・支店・国際電話センター・国際通信センター・海底線中継所・国際中継所・衛星通信所・送信所；国際電信電話株式会社以外の国際電気通信役務を提供する事業者の本社・支社・支店・国際通信センター・サブセンター・海底線中継所・衛星通信所

473 有線放送電話業

4731 有線放送電話業

有線による放送及び通話両面の設備を用い主として市町村等の一定の区域内における利用者のために放送と通話取扱のサービスを提供する事業所をいう。

○有線放送電話農業協同組合；有線放送電話共同施設協会；有線放送電話協会（有線放送電話事業を営むもの）

×日本有線放送電話協会 [9412]；有線放送電話協会（有線放送電話事業を営まないもの） [9412]

474 電気通信に附帯するサービス業

4749 電気通信に附帯するサービス業

他に分類されない電気通信に附帯するサービスを行う事業所をいう。

○移動無線センター；全国漁業無線協会；漁業無線協会；無線漁業協同組合；移動通信業務受託会社（携帯・自動車電話，無線呼出し業務受託）；船舶電話業務受託会社；空港無線電話業務受託会社；電話加入権取引業（賃貸を含む）